



第5号様式(第11条関係)

見解書

令和4年8月26日

京都府知事 西脇 隆俊 様

林地開発行為予定者

住所 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜  
20番地

氏名 有限会社 二和産業  
取締役 八木 昌司

京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>1、林地開発行為の区域の面積の現況地が森林とその他と残地森林の計49筆として農地はない。しかし、別紙には、農地が何筆もある。整合していない。説明せよ。林地開発だけの事業か。</p> <p>2、砂利採取事業に伴う諸問題について、各種の懸念に対し、生活環境に影響が生じるおそれについてその責任を明確にせよ。</p>	<p>林地開発行為をしようとする区域は49筆です。49筆の内訳は地域森林計画の対象民有林に指定されているのは47筆であり、47筆の内訳は地目が山林で40筆、畑で5筆、雑種地で1筆、宅地1筆であります。</p> <p>地域森林計画の対象民有林外は農地(畑)の2筆であります。</p> <p>事業の実施に伴う様々な影響については、事業者として責任をもって対応いたします。</p>

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)をいいます。)については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>3、<u>生活環境に影響が生じるおそれ、公害防止について</u></p> <p>3-1、運搬車両による周辺道路の汚れ。 場内から泥等出さないためダンプカーの運転手には、完全な洗車の義務付け。タイヤ洗い場及び最新のスパッツ装置つけることが必要。最新でないと泥はなかなか落ちない。土砂を道路等に落とさない、こぼさない、ほこりを撒かない対策はどのようにするのか。</p> <p>3-2、運搬車両による、道路の破損対策と復旧工事はどのようにするのか。事業者が責任もって完全復旧完了できるか。</p> <p>3-3、いくら努力しても道路は汚れる。運行道路を最低週1回は清掃が必要と思われるが、また、砂塵については、必要に応じて散水が行う用意はあるか。</p> <p>3-4、災害・公害の発生防止のため、降雨時には、採取・搬出等の作業中止等の判断も必要だが、判断は誰がするのか。しないのか。</p>	<p>場外には泥等を出さない様、場内にタイヤ洗場を設けると共にダンプカーの運転者には、完全な洗車の義務付けを行います。また、現場責任者は常に道路の汚れを監視し万一、道路等に土砂を落とした時はその都度速やかに清掃いたします。</p> <p>明らかに当該事業に起因して道路を破損した場合は事業者にて復旧致します。</p> <p>現場責任者は常に道路の汚れを監視し万一、道路等に土砂を落とした時はその都度速やかに清掃いたします。 また、粉塵につきましても必要に応じ散水を行います。</p> <p>作業中止等の判断は弊社が行います。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>4、<u>運搬車両による交通量の増加について</u></p> <p>4-1、現在、変則4字路交差点に場内出入口が出来ると、見通しが悪い変則5字路交差点になる。<u>交通整理員は事業開始時間より常時2名は最低必要とおもわれるが、対策は、安全に責任とれる人数は、何名配置するのか。</u></p> <p>4-2、運搬車両の交差点への入り方について、第1に交通整理員が安全確認し、誘導してから、第2に運搬車両の運転手が、自らも安全確認の上、交差点に入るルールが必要であるが、そう徹底するか。</p> <p>4-3、小学校、中学校の通学路であり、<u>交通安全運転と歩行者・一般車両・通園バス優先を徹底することが必要だが、徹底するか。</u></p> <p>4-4、土砂運搬車両の運転手には、毎日、運行前点検時に、安全運転の徹底とマナーの向上指導を行うことが必要だが、徹底するか。</p> <p>4-5、出入り口の変則交差点には、現在のカーブミラーの横から出入りするのか。計画図にある、カーブミラーの増設と交通安全の看板位置については、関係者と行政機関と協議されベストの位置と形を取るのか。</p>	<p>交通整理員は2名配置いたします。</p> <p>車両運転手の安全確認と交通整理員の安全確認により、車両誘導を徹底します。</p> <p>徹底します。</p> <p>徹底します。</p> <p>道路管理者と協議の上対応いたします。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>4-6、責任ある事業者として、土砂採取事業者関係車両を示す識別表示等を車両の前部及び後部に掲げ前方及び後方から確認できる明示をされたい、運転手への安全運転の責任感醸成にもなる。明示するか。</p>	<p>車両の表示（前・後）の明示をいたします。</p>
<p>4-7、最も重要な安全対策条件として、「通勤、通学時間帯の事故発生及び交通混雑を避けるため、車両の出入り時間は午前9時から午後4時までとする。」の安全対策の措置計画に対し、地元の事情、通勤時間や子供の通学路でもあり通学時間帯を避けた運行計画に、地元はさすがによく考えていると感じていた。これなら交通安全への安心と思っていた。が、説明会でのお願いに、地元一同、なんだ、二枚舌か、反発がある。事業者は「説明会での運行時間帯お願い」は撤回せよ。府への計画書通りの運行時間とするよう強く意見する。</p>	<p>原則として、午前9時より午後4時までを車両出入り時間帯と考えておりましたが、運行台数との兼ね合いから、午前6時から7時台にかけての通行させていただきたく思います。但し、児童の通学時間帯午前7時30分頃から8時30分頃は通行致しませんのでご理解の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>4-8、子供たちの長期休み期間中等の安全対策をも考慮した採取事業をおこなうこと。具体的な安全対策を示せ。</p>	<p>夏休み等の長期休業期間中については、所謂「通学時間帯」といわれる時間以外にも、お子様の行動があるものと認識致しております。このことから、長期休業期間中に関しては、通常時に加え一層の注意喚起を行います。</p>
<p>4-9、土砂運搬車両の通行で時間待ちが生じた場合は、道路での駐車禁止とし、場内待機とされたい。</p>	<p>その様に考えております。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>4-10、土砂運搬車両の運行は、国道 307 号線から進入路までは 20 km/時、以下で、すぐに止まれる「最徐行」とし、歩行者・一般通行車両を優先し、特に、中学生、小学生の下校は個別下校であるので一人の時でも、土砂運搬車両の運行は、2 名の交通整理員により誘導し、歩行者・一般通行車両の安全確保を徹底されたい。</p> <p>5、<u>粉じんの発生措置について</u></p> <p>5-1、運行道路を最低週 1 回は清掃が必要とおもわれるが、また、運行道路の砂塵については、必要に応じ散水が行う用意はあるか。</p> <p>5-2、場内の粉じんの発生、飛散防止に散水を行うとしているが、水源は、散水の必要回数は、また広大な地域にどのように散水するのか。昨今の猛暑時は、強風時は具体的にどのようにするのか。</p> <p>5-3、人家、のみでなく農地についても対策を取られたい、近隣には茶園がある。散水だけでなく防風ネットや舞い上がった粉じんの対策等、他の方策も示されたい。</p>	<p>その様に考えております。</p> <p>必要に応じ対処いたします。</p> <p>散水の水源は防災池です。 散水の回数については、天候(暑さや風も含め)を見ながら、場内の乾燥状況に応じ、散水車にて行います。</p> <p>採取計画地の周囲には保安距離を確保し、着手しない土地もあることから、相当の離隔距離があるものと考えております。 この様なことからネット等の設置は考えておりませんが、何らかの対応策が必要である場合には個別に相談させていただきます。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>6、<u>土砂流出による周辺地域での濁水の発生</u> <u>について</u></p> <p>6-1、防災池は、溢れないか。場内排水は、場内での全量カットで絶対安全か。泥分を沈下させた後に場外に排水が、十分な処理方策か、汚水・濁水の流失防止は具体的にどうするのか。泥分を沈下させた後の排水とは、泥分沈下の時間経過の想定は何時間か。</p> <p>6-2、土石、濁水が場外に流出する恐れがある時は、築堤等の措置が必要となるが、その措置の実行性は、対策はどうか。</p> <p>6-3、土砂流出及び水防の為、保安要員の確保と防災資材の整備をはじめとした災害防止対策を講じることが必要。と考えられるが、どうするのか。</p> <p>6-4、降雨時に於いては、巡回監視を行い異常気象時(大雨注意報・同警報発令時等)に於いては、防災保安要員を待機させると共に事前に緊急連絡体制を整えることが必要と考えられるが、どうするのか。</p>	<p>防災池の容量に関する判断は、府の技術的基準によるものであり、現状で考えられる降雨量をカバーするものであることから、全量カットの雨水が流出するとは考えておりません。</p> <p>防災池に貯まった水の排水方法は晴天時にポンプアップにより排水いたします。</p> <p>また、雨水(濁水)は、一旦防災池に流入させ、濁りの部分(泥)は沈殿させてから排水します。</p> <p>沈殿の時間は、土の粒子にもよりますが、概ね5~6時間から10時間程度であります。</p> <p>築堤等が必要と判断される場合にあつては、府及び町の指導の下に行います。</p> <p>台風の接近や長雨の際には、場内を巡視し、対応してまいります。</p> <p>また、防災対策資材は、場内に保管します。</p> <p>現場には現場責任者を待機させ、緊急連絡体制表より各行政機関(山城北土木事務所、山城振興局、宇治田原町、山城北保健所、田辺警察署、京田辺市消防本部)に連絡を取れる状況を整えます。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>6-5、事業終盤、防災池がなく、沈砂池が埋まってしまえば、広大な雨水の保持保水は何%、と考えているのか。責任をもって保証できるのか。「一般管理で俺知らん」と無責任状態とならないよう、保水力が保てるまでは最低でも「調整池が必要」と考えるが、必要性和具体的にどうするのか。「府や町の指導が無い。」の類の答えは、無責任です。</p> <p>7、<u>河川水量の増加について</u></p> <p>7-1、<u>場内排水を、防災池に集水することが、場内で十分な処理を行うとのことか。泥分を沈下させた後に場外に排水は、満杯時は何時間かけて排水するのか。水路の能力に限界がある。好天が続くとは限らない。</u></p> <p>7-2、<u>降雨水の場外排水を、出入り口付近の既存樹に防災池から放流を計画しているが、西側住宅地には降雨水の場外排水が流出しない構造及び方策が必要。具体的にどうするのか。西側の住民は排水で今まで苦慮された。現在新設水路等で少し改善したところですが、災害対策が必要ではないか。</u></p>	<p>当該事業については、最終的に「山林に復すること」となっております。</p> <p>植林と防災池機能の縮小については、府の指導に基づき対処させていただくこととなりますのでご理解ください。</p> <p>場内で降った雨は防災池に導く計画としており十分な処理を行うと判断しております。</p> <p>排水先のU型側溝は深さ300mm幅300mmでありますので流せる流量は決まっております。許容放流量から算出致しますと4日間放流し続けると防災池が空となります。</p> <p>進入路付近に既存樹800(幅)×800(幅)×560(深)の集水樹があり、西側に繋がる箇所を閉鎖し西側住宅には降雨水が流出しない構造にする事は可能ではありますが、今後、府及び町との指導の下、適切に対処してまいります。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>7-3、一級河川の田原川まで距離も数百mはある。水路の勾配も大変穏やか、300mm×300mmの大きさしかない。しかも、項目「7-1」の状況からも、<u>砂利採取地からの排水用水路の新設あるいは、排水予定の水路の拡幅など必要ではないか。</u></p>	<p>排水先のU型側溝は深さ300mm幅300mmでありますので流せる流量は決まっております。また、晴天時に流せる流量しか排水しないため下流水路には影響は及ばないと考えております。</p>
<p>7-4、防災池後は、沈砂池を作る計画だが、沈砂池は自然に埋まるがままの状態か。植林しても保水力が出来るまで何年もかかる。土砂採取前の分水と、採取中、採取後の分水は採取地への分水量が図面からしても多い。<u>保水力が保てるまでは最低でも「調整池が必要」と管理が必要と考える。</u>あふれることも承知の上ですか。事業終了後の責任ある管理はどうするのか。</p>	<p>防災池と沈砂池の件に関しましては、6-5と同様でありますのでご理解ください。 なお、事業終了後であっても土地所有者としての責務を有すると考えており、適切な管理は行います。</p>
<p>8、<u>掘削作業中の騒音の発生について</u></p>	
<p>8-1、区域外周部の残地森林を騒音の緩衝帯とする計画。土砂採取地域の外周及び保安区域外周に、杭及び縄張りを設置し、土砂採取地域を明確にするとともに、保安地帯の確保と維持を講じ、残地森林の明確が必要。</p>	<p>計画区域全体の杭等の設置は考えておりませんが、採取区域に関連する必要な箇所には、区域の明示及び注意喚起の表示等行います。</p>
<p>8-2、使用する、低騒音、低振動型重機の型式と台数は。 運行の仕方により重機の音はかなり遠くまで響くことがある。 操作員には、十分な認識を持たせることと、騒音計での計測、注意も必要ではないか。</p>	<p>使用する重機は低騒音のバックホウ2台です。オペレーターには作業時の心得をしっかりとさせます。</p>



意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>9、その他</p> <p>9-1、<u>【土砂採取事業地には、この土砂採取事業地外からの一切の土砂及び産業廃棄物等はもちこまない。沈砂池、防災池の埋め立て用といえども、この土砂採取事業地外からの一切の土砂及び産業廃棄物は絶対持ち込まない。】</u>と、説明会で2度にわたり表明され、再確認もされたにもかかわらず。</p> <p>搬出した土砂を選別後、不要な土(どのような土と呼ぶのか不明)を、埋戻しなどに搬入するという。まさに、誰がどのようにしてそれを、<u>全て「どこの土と鑑別・証明」</u>できるのか。</p> <p>本事業終了後は、森林に復旧。防災池の埋立土は表土及び場内の土砂のみ、にて行う事。<u>搬出した土を選別後、不要な土(どのような土と呼ぶのか不明、「べ泥」か)は、持ち込まない。絶対に搬入しないこと。</u></p> <p>9-2、ダンプカー(10t車)1日最高50台以下。積載量は5.5立米というが、法令順守ですか。5.0立米の間違いではないか。</p>	<p>他からの土砂(所謂残土)は持ち込みませんが、当地より搬出した原石を洗浄・選別した後に残る脱水ケーキ(絞りがす)についてのみ戻したいと考えております。</p> <p>運行台数は、50台/日とします 10tダンプの積載量は、土の比重の関係で5.5m<sup>3</sup>ですので5.0m<sup>3</sup>ではありません。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>9-3、隣接者への事業説明等を行い、同意を得ること。又、地元関係者に同意結果を報告は当然と考える。</p>	<p>隣接者に対する説明及び同意の取得は、申請における許可条件であります。 その状況については報告させていただきます。</p>
<p>9-4、被害、事故の発生、住民から改善要求等は、だれに、通知したらいいのか。</p>	<p>弊社、若しくは申請代理人にお願いします。</p>